

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月24日

津山市条例第47号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定による個人番号等の利用及び法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項の個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項の特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号等 個人番号及び第4条第2項又は第3項の特定個人情報であって自らが保有するものをいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項の個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項の情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、法第4条第1項の基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号等の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイル(法第2条第9項の特定個人情報ファイルをいう。)において個人情報(法第2条第3項の個人情報をいう。)を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合においては、当該同表の第3欄に掲げる機関は、法第19条第9号の規定により当該事務を処理するために必要な限度で、当該特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
市長	津山市子ども医療費給付条例(昭和48年津山市条例第34号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
	津山市心身障害者医療費給付条例(昭和48年津山市条例第40号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
	津山市ひとり親家庭等医療費給付条例(昭和52年津山市条例第19号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による経済

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

<p>的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの</p>
--

別表第 2 (第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	津山市子ども医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) による保護の実施に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		国民健康保険法 (昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 5 7 年法律第 8 0 号) による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (以下「医療保険給付関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法 (昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号) による児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法 (昭和 4 2 年法律第 8 1 号) 第 7 条第 4 号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		児童手当法 (昭和 4 6 年法律第 7 3 号) による児童手当又は特例給付の支給に

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

	<p>に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>津山市心身障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する情報（以下「心身障害者医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>津山市ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
津山市心身障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>津山市子ども医療費給付条例による医療費の給付に関する情報（以下「子ども医療費給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>ひとり親家庭等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
津山市ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で</p>

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

		定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校教育法第19条の規定による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの